

「人権侵害の救済に関する法律」の早期実現を求める意見書

国において、平成9年3月に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、平成13年5月の「人権救済制度の在り方について」の答申、また同年12月の「人権擁護委員制度の改革について」の追加答申を踏まえた「人権擁護法案」の審議が行われたが、この法案は、抜本修正を求める国内外の世論の高まりの中、昨年の衆議院解散により自然廃案となった。

しかしながら、元ハンセン病患者に対する宿泊拒否問題や、被差別部落を特定する差別文章がインターネットに掲示される等々の悪質な人権侵害が全国各地で惹起されている。

本県においても、自ら人権意識を幅広く県民に訴えていかなければならない立場の公務員が起こした差別事象、さらには公営住宅のエレベーター等に書かれた差別落書き等々、依然として深刻な状況に置かれている。

のことからも、「人権侵害の救済に関する法律」の制定は急務の課題であり、21世紀を真に「人権の世紀」とするため、また日本国憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣